

債権管理の状況

◆労働金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・要管理債権(三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権)・合計額・正常債権・総与信残高)

2021年度末のリスク管理債権は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」が9億39百万円、「危険債権」が19億57百万円、「三月以上延滞債権」が97百万円となっており、「貸出条件緩和債権」については該当ありません。また、これらリスク管理債権の合計額29億92百万円の総貸出金残高に占める割合は0.32%となっています。

リスク管理債権に対しては担保・保証や貸倒引当金を引き当てることにより全額債権保全を図っています。

(単位：百万円、%)

		2020年度末	2021年度末
労働金庫法及び金融再生法上の不良債権	(A)	2,873	2,992
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		873	939
危険債権		1,953	1,957
要管理債権		47	97
三月以上延滞債権		47	97
貸出条件緩和債権		—	—
保全額	(B)	2,873	2,992
担保・保証等による回収見込み額		2,871	2,991
貸倒引当金		2	1
保全率 (B) / (A) (%)		100.00	100.00
正常債権	(C)	897,656	930,078
総与信残高 (D) = (A) + (C)		900,530	933,070
労働金庫法及び金融再生法上の不良債権比率 (A) / (D) (%)		0.32	0.32

(注) 1. 金額は決算後(償却後)の計数です。
2. 単位未満を四捨五入しています。

用語解説

▶ 「リスク管理債権」

何らかの理由により、返済されない等の債権のことで、労働金庫法施行規則第114条で定めるものです。リスク管理債権は、その債務者の状態により「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に区分されます。

▶ 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

▶ 「危険債権」

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しないものです。

▶ 「要管理債権」

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

▶ 「三月以上延滞債権」

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」並びに「危険債権」に該当しないものです。

▶ 「貸出条件緩和債権」

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しないものです。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

▶ 「正常債権」

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

▶ 「担保・保証等による回収見込み額」

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権(「三月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」)」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

▶ 「貸倒引当金」

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権(「三月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」)」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記してありますのでご参照ください。

◆自己査定、開示債権および引当との関係

当金庫の自己査定結果、労働金庫法及び金融再生法上の不良債権および引当の関係は以下のとおりとなります。

(単位：百万円、%)

自己査定結果 対象：総与信					労働金庫法及び金融再生法上の不良債権 対象：総与信(ただし要管理債権は貸出金のみ)			
債務者区分 与信残高	分類				区分 与信残高 (A)	担保・保証等による 回収見込み額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 ((B)+(C))/(A)
	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類				
破綻先 174	162	11	0	-	破産更生債権 およびこれらに 準ずる債権 939	938	1	100.00
実質破綻先 763	759	4	-	0				
破綻懸念先 1,956	1,955	0	-	-	危険債権 1,957	1,957	-	100.00
要 注 意 先 3,621	要管理先 99	99	-	-	要管理債権 97	97	0	100.00
	要管理先 以外の 要注意先 3,522	3,521	0	-				
正常先 920,730	920,730				小計 2,992	2,992	1	100.00
その他 5,822	5,822				正常債権 930,078			
合計 933,069	933,052	17	0	0	合計 933,070			

📖 用語解説

- ▶ 「破綻先」
法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先。
- ▶ 「実質破綻先」
法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的に経営破綻に陥っている先。
- ▶ 「破綻懸念先」
経営破綻の状態にはないものの、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先。
- ▶ 「要注意先」
今後の管理に注意を要する先。
- ▶ 「正常先」
業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がない先。

◆貸倒引当金の期末残高、期中の増減額および貸出金償却の額

28ページの「一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高、期中の増減額および貸出金償却の額」をご参照ください。